

議案第 84 号

勝山市介護保険条例の一部改正について

勝山市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 27 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

第 8 次介護保険事業期間の終了に伴い、次期介護保険料率の見直し及び保険料の減免の申請期日を見直すため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市介護保険条例の一部を改正する条例

勝山市介護保険条例(平成12年勝山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>勝山市介護保険条例 (保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) <u>第39条</u>第1項第1号に掲げる者 <u>34,800円</u></p> <p>(2) 令 <u>第39条</u>第1項第2号に掲げる者 <u>48,700円</u></p> <p>(3) 令 <u>第39条</u>第1項第3号に掲げる者 <u>52,200円</u></p> <p>(4) 令 <u>第39条</u>第1項第4号に掲げる者 <u>62,600円</u></p> <p>(5) 令 <u>第39条</u>第1項第5号に掲げる者 <u>69,600円</u></p>	<p>_____介護保険条例 (保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) <u>第38条</u>第1項第1号に掲げる者 <u>30,500円</u></p> <p>(2) 令 <u>第38条</u>第1項第2号に掲げる者 <u>46,000円</u></p> <p>(3) 令 <u>第38条</u>第1項第3号に掲げる者 <u>46,300円</u></p> <p>(4) 令 <u>第38条</u>第1項第4号に掲げる者 <u>60,400円</u></p> <p>(5) 令 <u>第38条</u>第1項第5号に掲げる者 <u>67,200円</u></p>

(6) 次のいずれかに該当する者 83,500円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)
が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 90,400円

ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 80,600円

(削る)

(削る)

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 87,300円

(削る)

(削る)

(8) 次のいずれかに該当する者 104,400円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 118,300円

ア 合計所得金額が320万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 121,800円

(新設)

(新設)

(新設)

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,900円とする。

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 100,800円

(削る)

(削る)

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 114,200円

(削る)

(削る)

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 127,600円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 141,100円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 154,500円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 161,200円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,200円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る**令和3年度**から**令和5年度**までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中**20,900円**とあるのは、**34,800円**と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る**令和3年度**から**令和5年度**までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中**20,900円**とあるのは、**48,800円**と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第7条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令**第39条**第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ**及びハ**、第2号ロ、第3号ロ**又は第4号ロ**

_____に該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令**第39条**第1項第1号から**第4号**までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る**令和6年度**から**令和8年度**までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中**19,200円**とあるのは、**32,600円**と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る**令和6年度**から**令和8年度**までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中**19,200円**とあるのは、**46,100円**と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第7条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令**第38条**第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ**若しくはニ**、第2号ロ、第3号ロ、**第4号ロ、第5号**

ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令**第38条**第1項第1号から**第12号**までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(保険料の減免)

第11条 (略)

2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限**前7日**までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者について特別徴収対象年金給付の**支払に係る月の前前月の15日**までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(保険料の減免)

第11条 (略)

2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限_____までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者について特別徴収対象年金給付の**支払日**_____までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。**ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。**

(1)～(3) (略)

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の勝山市介護保険条例(平成12年勝山市条例第29号)第5条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(勝山市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正)

3 勝山市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例(平成26年勝山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名中「勝山市」を削る。

第2条第2項中「勝山市介護保険条例」を「介護保険条例」に、「勝山市地域包括支援センター運営協議会」を「地域包括支援センター運営協議会」に改める。